

須崎市公共下水道施設等運営事業

特定事業の選定

平成 30 年 8 月 15 日

須 崎 市

須崎市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき「須崎市公共下水道施設等運営事業」を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を公表する。

平成 30 年 8 月 15 日

須崎市長 楠瀬 耕作

目 次

1	事業概要	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 公共施設の管理者	1
	(3) 事業目的	1
	(4) 本事業の対象施設と概要	1
	(5) 事業方式	2
	(6) 事業期間	2
	(7) 事業範囲	3
	(8) 利用料金	3
	(9) 費用負担	3
2	事業の評価	5
	(1) 評価の方法	5
	(2) 定量的評価	5
	(3) 定性的評価	6
	(4) 総合評価	6

1 事業概要

(1) 事業名称

須崎市公共下水道施設等運営事業

(2) 公共施設の管理者

須崎市長 楠瀬 耕作

(3) 事業目的

市の公共下水道は、昭和 51 年度に約 289ha の事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手し、漁業集落排水事業においても 2 地区（5 処理区）を平成 5 年度に事業に着手している。

その後、急激な社会状況の変化や、市の財政状況並びに人口減少等により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、平成 22 年度に全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。さらに、平成 25 年度に開催された「高知県下水道経営健全化検討委員会(内閣府支援事業)」において、須崎市公共下水道は、「現在のまま推移すると事業の持続が困難になる」ことが指摘されている。

市では、平成 28 年度に、国土交通省国土技術政策総合研究所の「下水道革新的技術実証事業（B-DASH）」に応募し終末処理場のダウンサイジング事業に着手。平成 27 年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査を開始するなど、抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。

こうした中、市は、公共下水道等の運営事業について、P F I 法第 6 条に基づく民間提案を受け、国土交通省の先導的官民連携支援事業（地方公共団体等による調査実施への補助）を活用し、提案内容を検討した結果、有効性を確認したところである。

本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業（污水）の実施に当たっては、市は、P F I 法に基づいて公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(4) 本事業の対象施設と概要

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ①下水道管渠（污水）[約 10 k m（漁業集落排水施設の管渠は含まない）]
- ②終末処理場 [B-DASH 実証実験施設は平成 35 年度末に国から市に所有権移転予定]
[処理能力：500 m³/日、処理方式：生物膜ろ過併用 D H S ろ床法]

- ③雨水ポンプ場 [5 か所]
- ④下水道管渠 (雨水) [約 12 k m]
- ⑤漁業集落排水処理施設浄化槽 (池ノ浦、中ノ島) [5 か所]
- ⑥漁業集落排水処理施設中継ポンプ施設
- ⑦クリーンセンター等 [クリーンセンター横浪、須崎市一般廃棄物最終処分場]

上記の①を「運営権設定対象施設【事業開始時】」とする。

なお、下水道管渠 (汚水) を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記①に含まれるものとする。

また、②は、国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後に運営権が設定されるものとする。(国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後 (平成36年度以降 (予定)) は、上記①と②を「運営権設定対象施設【所有権移転後】」とする。)

(5) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、P F I 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民間委託等により、選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものとする。

■対象事業の事業方式

対象事業		事業方式	
下水道	下水道管渠 (汚水)	経営、企画、維持管理 (巡視・点検、清掃、修繕)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH実証実験施設含む)	経営、企画、維持管理 (維持、修繕)	【～平成35年度末】包括的民間委託 【平成36年度～】公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託 (仕様発注)
	下水道管渠 (雨水)	維持管理 (維持)	委託 (仕様発注)
漁業集落 排水処理 施設	浄化槽	維持管理 (維持、修繕)	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理 (維持、修繕)	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理 (維持)	包括的民間委託

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日 (以下「本事業開始日」という。) より、下水道管渠 (汚水) に対して運営権の設定を受けた日 (以下「運営権設定日」という。) から 19 年を経過する日が属する事業年

度末までとする。

事業期間：平成 31 年 10 月 1 日～平成 51 年 3 月末日（予定）※ 1

※ 1 下水道（運営権設定対象）	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 51 年 3 月末日
下水道（運営権設定対象外）	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 36 年 3 月末日
漁業集落排水施設	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 36 年 3 月末日
クリーンセンター等	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 36 年 3 月末日

（7）事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。

ア 公共施設等運営事業

【平成 31 年度～平成 35 年度】経営、下水道管渠（污水）

【平成 36 年度～事業終了】経営、下水道管渠（污水）、終末処理場

イ 終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）

ウ 雨水ポンプ場の保守点検

エ 下水道管渠（雨水）の維持管理

オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

カ クリーンセンター等の包括的民間委託

キ 附帯事業

ク 任意事業

（8）利用料金

事業者は、利用料金を本対象地域における下水道の使用者から収受する。

利用料金の額は、須崎市下水道条例の規定に基づく使用料等に対して、8割までの範囲内で市が定める割合に乗じた額に相当する額とする。

（9）費用負担

本事業における費用負担は、以下のとおりである。

ア 公共施設等運営事業

事業者は、下水道事業の公共施設等運営事業に係る費用の一部を負担し、残りは市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

イ 終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）

終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、

優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

ウ 雨水ポンプ場の保守点検委託

雨水ポンプ場の保守点検委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

エ 下水道管渠（雨水）の維持管理委託

下水道管渠（雨水）の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

漁業集落排水処理施設の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

カ クリーンセンター等の包括的民間委託

クリーンセンター等の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

キ 附帯事業

事業者は、設置費、改築費、維持管理費等の費用を負担する。

ク 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては上記アからキまでの業務に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

2 事業の評価

(1) 評価の方法

本事業のうち、附帯事業及び任意事業を除いたものを対象として、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、事業者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

(2) 定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の予定事業費と、事業者が実施する場合の予定事業費との比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

区分	市が自ら実施する場合	事業者が実施する場合
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ○事業期間：19年6カ月 (包括的民間委託、委託(仕様発注)は4年6カ月) ○割引率：2.0% ○物価上昇率：見込んでいない ○附帯事業、任意事業は見込んでいない 	
利用料金収入	○下水道使用料収入等	○下水道使用料収入等
管理運営費	<ul style="list-style-type: none"> ○経営(計画・調査費等) ○管渠(維持管理等) ○終末処理場(運転保守、修繕等) ○漁業集落排水(維持・修繕等) ○クリーンセンター等(運転保守等) ○雨水ポンプ場(保守点検等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画・調査(計画・調査費等) ○管渠(維持管理等) ○終末処理場(運転保守、修繕等) ○漁業集落排水(維持・修繕等) ○クリーンセンター等(運転保守等) ○雨水ポンプ場(保守点検等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○人件費 ○支払利息 	<ul style="list-style-type: none"> ○人件費 ○支払利息 ○モニタリング経費 ○租税公課 等

※事業者が実施する場合には、業務の簡素化、効率化による効果、発注時期の創意工夫による最適化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用等によるコスト縮減が実現するものとして算定している。

イ 算定結果

上記アの前提条件を基に、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額と、公共施設等運営事業等として事業者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を、事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、事業者が実施する場合は、事業期間中の予定事業費総額が約5%程度の縮減が期待できることが確認された。

なお、事業者公募にあたっては、本算定結果も踏まえつつ、提案にあたっての上限価格を示すことを予定している。

(3) 定性的評価

本事業を公共施設等運営事業等として実施することにより、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 業務の一体化による効率化

本事業の各業務を事業者に一括して発注することにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や事業者による創意工夫を見込むことができ、より効率的かつ効果的な運営が期待できる。

イ 良質なサービスの提供

事業者の有する専門的な知識や技術、経営資源、創意工夫等を活用することにより、将来にわたる計画的かつ効率的なアセットマネジメントが実施され、持続可能な事業運営が期待できるとともに、高度な運転管理が実施され、水質保全等に係る良好な成果が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を市と事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(4) 総合評価

本事業は、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において、事業期間中の事業費総額を5%程度（現在価値換算後）縮減することが期待できる。また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。